

第1347号

AFN-1347

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

2021年 1 / 5 (火)



あけましておめでとうございます

本年も葵総合経営センターだより週刊版「Timely」をよろしくお願い申し上げます。



『令和3年度予算編成大綱 国をあげたデジタル化の推進を』

自民党与党は10日、税制改正大綱と同時に「令和3年度予算編成大綱」を発表した。これから編成する予算案の指針となるわけだが、コロナ禍の新たな経済対策である令和2年度第3次補正予算と併せて、いわゆる「15ヶ月予算」と強調する。基本戦略は継続して「感染拡大防止と社会経済活動の両立」。国民の生命と健康を優先し安全を確保しつつ、雇用や産業・生業を支え、反転攻勢、将来の成長へのつなげるとしている。

特に最重要課題としてあげているのは、国全体のデジタル化である。その推進により、経済・社会・生活の抜本的改革や国民目線・ユーザー目線で安心してその恩恵を享受できるかたちを目指す。また、コロナ禍によって明らかになった我が国社会の脆弱性を克服するうえでもデジタル化は避けて通れない。

また中小企業や小規模事業者がポストコロナに向けて前進できるよう事業継続・経営継続、さらには再構築や再生、デジタル化等の取り組みを支える。

その他、グリーンエコノミーの実現や脱炭素社会・循環経済・分散型社会の実現、復興と防災・減災・国土強靱化、雇用就業機会の確保、農林水産の産業基盤の確保、外交・国防の強化等

『相続時に口座把握を容易に マイナンバー活用ー6年度実施』

政府は、遺産を引き継ぐ家族などが故人の保有口座を把握しやすい仕組みを創設する。生前に預貯金口座に紐づけされたマイナンバーを使って口座の所在を確認できるようにし、円滑な相続を後押しする。首相官邸のマイナンバー制度及びデジタル基盤抜本改善WGが11日の第6回会議で承認した。3年の通常国会に新法を含む関連法案を提出、6年度からの施行を目指す。取組方針ではまず、新規口座開設時などに金融機関が国民に対しマイナンバーの告知を求めることを法律上の義務として定める。その上で預金保険機構をハブとし、各金融機関とをオンラインでつなぐ仕組みを構築。告知を受けた金融機関のみならず、各金融機関の口座への付番を、本人同意の下、可能にする。マイナポータルからオンラインで付番を申し込めるようにもする。構築した仕組みを利用し、相続人の求めに応じ、あらかじめ被相続人がマイナンバーを付番しておいた口座を、機構が金融機関に照会して探し出し、発見された口座をマイナポータルを通じて相続人に示す。災害時のサービスとして、被災者のキャッシュカード等が失われた場合でも、被災者の求めに応じて機構が金融機関に照会、マイナンバーが付番された口座の所在を確認、引き出しにつなげるサービスも創設する。

出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com